

## イタリア法における生命保険の 『被保険者』の概念

今 井 薫

### I. はじめに

保険契約に固有のタームについて、わが国の改正前商法では、そこで用いられる「ことば」の定義に相当するものはほとんど存在しなかった。「被保険者」という用語についても、これが用いられた条項は、改正前商法では損害保険に関する規定で13ヶ条、生命保険にも8ヶ条あったにも拘わらず定義の記述は存在しなかった。しかし、新保険法は、これを抜本的に改めて第2条に定義規定を置き、「被保険者」についても、その4号でつぎのように定義されることとなった。すなわち、イ) 損害保険においては、「損害保険契約によりてん補することとされる損害を受ける者」、ロ) 生命保険においては、「その者の生存又は死亡に関し保険者が保険給付を行うこととなる者」、そしてハ) 傷害疾病定額保険においては、「その者の傷害又は疾病に基づき保険者が保険給付を行うこととなる者」<sup>(1)</sup>である。

これによって、「被保険者」の意味が各保険分野により明確化されることとなった。すなわち、損害保険では、表現はいささか間接的ではあるが、被保険利益帰属主体として、損害を被る保険給付請求権者とされ、他方、生命保険では、その生死が保険事故とされる者であることが、新保険法において明確に宣言されたわけである<sup>(2)</sup>。ちなみに、傷害疾病定額保険では、生命保険のそれと同様、「被保険者」は、保険給付の原因となる保険事故の対象たる客体と定義されることとなった<sup>(3)</sup>。もっとも、損害保険では被保険利益の帰属主体、すなわち火災保険を例にとれば、失われることあるべき所有者利益、借入人利益あるいは担保権者利益などの帰属主体が

「被保険者」なのだが、傷害疾病損害保険ではいささか困った問題も生じ得る。すなわち、ある者が傷害疾病を被ることによって経済的損害を生じる第三者（被保険者）が存在する可能性もあるからである。そこで、傷害疾病損害保険では、傷害疾病により「てん補することとされる損害を受ける」被保険者とは、他人の傷害疾病ではなく、傷害疾病を被保険者自身が被るものに限ることで、定義の混乱を回避した。<sup>(4)</sup>

さて、この定義であるが、ある意味たくみに過ぎてとても理解しづらい側面もある。つまり、定額保険では、表現は複雑であるにしても、保険給付の原因たる保険事故の客体であるという意味で一貫しているが、損害保険において、「損害を受ける者」とは、一次的には保険事故を被る者であり、その反映として保険給付請求権者ではあるが、傷害疾病損害保険の「被保険者」については、この規定だけでは足りず、保険法第2条7号のカッコ書きで、「(当該傷害疾病が生じた者が受けるものに限る。)」と限定を加えざるをえなくなっている。つまり傷害疾病損害保険における「被保険者」とは、単純に失われる恐れのある被保険利益が帰属する者のことではなく、それらの者のうち、自分自身の身体に生じる傷害疾病について保険給付請求権を有する者に限定されたわけである。すなわち、注4で推定したように、他人の傷害疾病損害保険の発生余地を塞ぎ、人損害保険における「被保険者」ではない保険事故の客体たる「第三者の同意」という神経質な問題が出てこないように配慮したのである。

このようになってしまう原因を検討すれば、これは誰しも容易に気づくことではあるが、やはり「被保険者」の多義性にあるものと思われる。保険給付を請求し得る者については、定額保険には「保険金受取人」があって、対保険者の関係でいえば、この者が損害保険における「被保険者」と均衡する。つまり、損害を被るべき者（「被保険利益」の帰属者）が保険給付請求権を有する損害保険では、まさにその者が「被保険者」であるのに対し、人定額保険においては、被保険者とは保険事故の単なる客体に過ぎず、それ自身としては保険者に保険料支払義務も負わず、他方保険給付（実際には保険金給付）請求権を主張することもできない、契約法上とて

も座りの悪い存在なのである。

しかし、二元説であるからこそこのような用語の多義性もたらされるのであるが、一元説的に用語の定義を統一できるとすれば、どのように考えられるのであろうか。もちろん、現在明確に一元説による定義を外国法に探すことは容易ではないのかもしれないが、少なくともその残滓を残しているイタリア法を参考に、いったい「被保険者」とは何であったのか、また一意的に定まるはずの「被保険者」によって、各種の保険を矛盾なく定義し得るのかを検討してみたい。新保険法の定義により、なんとなく定義に不安定感を禁じえない者としても、またイタリア法の研究者としても、「被保険者」の定義を、改めて考察してみることもあながち意味のないことではないと思われる。<sup>(5)</sup>

#### 註

- (1) 生命保険で、「生存又は死亡に関し」とし、傷害疾病定額保険では、「傷害又は疾病に基づき」（下線筆者）と表記している。この両者の違いについて、傷害疾病によりただちに給付がなされるのではなく、そこから死亡や後遺障害などの事由を生じた場合に保険給付を行う契約に配慮したものだとする指摘がある。大串敦子・日本生命保険生命保険研究会（共編）（弘文堂、2008年）36、37頁（大串敦子・畑英一郎・筆）。
- (2) 山下友信『保険法』（有斐閣、2005年）79、80頁、大森忠夫『保険法・補訂版』（有斐閣、2004年）89頁、256頁；山下友信・米山高生（共編）『保険法解説』（有斐閣、2010年）139、140頁（洲崎博史・筆）。
- (3) 山下・米山（2010）、141頁。
- (4) すなわち、理論的にはあり得るであろう他人の傷害疾病損害保険は存在しないこととした。このようにした理由としては、傷害疾病を被る「第三者」同意の問題が生じるが、このままの定義では、生命保険・傷害疾病定額保険における「被保険者」同意と平仄がとれないことも一因としてあるのではないかと推察される。
- (5) 実は、筆者および同業のイタリア保険法研究者は、従来から気づいてはいたが、説明の都合上「被保険者」概念をいままでわが国のそれとイタリアのそれと明確に区別せずに混用してきた。そのために無用の混乱を招いてきたことをここで陳謝するとともに、これを論じなおすことが本稿の目的であることをここに表明しておく。なお用語法上の多義性を認めるものとして、Manfred Wandt, Versicherungsrecht, 4. Aufl., Köln 2009, S. 17.

## II. Antigono Donati に見る「被保険者」と「保険金受取人」

### (1) 緒言——ドナーティにおける被保険者——

イタリア民法典における保険契約に関する規律は、すでに何度も論じているように、第4部「債務」第3編「個別契約」の第20章に「保険」として置かれ、さらにそれは総則（第1節：1882条～1903条）、損害保険（第2節：1904条～1918条）、生命保険（第3節：1919条～1927条）、再保険（第4節：1928条～1931条）および終末規定（第5節：1932条）からなっている。また、トゥッリオ・アスカレリ（Tullio Ascarelli<sup>(6)</sup>）やアンティゴノ・ドナーティ（Antigono Donati）など、少なくとも第二次大戦後の通説を担った新損害てん補説の学者たちは、もっぱら保険の機能面に着目した一元説を展開した<sup>(7)</sup>。したがって、ここでは基本的に被保険者の概念はひとつであった。

たとえば、前述のドナーティでは、その著名かつ大きな体系書の中で、「被保険者」を多様な切り口で論じている。すなわち、①契約締結主体としての被保険者、②被保険利益の主体としての被保険者、そして③保険者による給付の名宛人としての被保険者である。

①については、わが国やドイツでは「保険契約者」（Versicherungsnehmer）と呼ばれるが、これは「保険者」（Versicherer）に対しての義務を負う者の概念であり、自己のためにする損害保険契約では、「被保険者」と「保険契約者」は同一人であることから、イタリアではこの場合保険契約上の権利者という意味で「保険契約者」に相当するものとして一般にこの語が用いられることになる<sup>(8)</sup>。これに対して、②は、「保険によるてん補の入用を有している者」であり、損害を被るリスクにさらされている者、すなわちわが国保険法における損害保険の「被保険者」の定義に類似する者である<sup>(9)</sup>。「その人物がひとりの人格において保険契約者と混同されない場合は、被保険者それ自身は、契約の主体ではなく、その者のために契約が締結される第三者である（un terzo a cui favore il contratto viene concluso）」とドナーティもいうように、これこそわが国の定義における原初的な「被保険者」に相当する<sup>(10)</sup>。

人保険において、ドナーティは、被保険者たるべき者を「人保険において、自然人はリスクの目的、すなわちそれと経済的關係にあることができ、その者について物理的にリスクに脅かされ得る、まさに『物』（その者について生命保険または傷害保険等が締結される、そういう者）たり得る」としているが、「このような者のためにも、一般に『被保険者』の用語が用いられているが、この者が利益の保有者、それゆえ保険保護の名宛人（保険者に対する請求権の保有者の意味で用いている）でなく、——すでに述べた如く——リスクにさらされている利益の客体に過ぎないのであれば、それは不適切である<sup>(11)</sup>」として、わが国の生命保険や傷害疾病定額保険の定義の意味で「被保険者」の用語を用いるべきではないと明言している。これはけだし、このような契約の目的に過ぎない「被保険者」では、「契約とはまったく無関係で、……契約から生じる権利も帰属しなければ義務もまた生じないからである」と述べて、「被保険者」を、保険保護を受ける権利主体<sup>(12)</sup>として記述する損害保険的「被保険者」原則を反映させるべきだと強調するのである<sup>(13)</sup>。

## (2) 比較——ドナーティとわが国の「被保険者」——

さて、以上の引用から、ドナーティは、被保険利益の保有者、つまりは保険給付請求権を有するか、あるいは少なくとも請求権の名宛人としてでなければ、その者を「被保険者」と呼ぶべきではないという立場をとっている。それゆえ、被保険利益の保有者を「損害を被るリスクにさらされている者」だとして、その意味で、わが国の損害保険における「被保険者」の定義に類似していると述べたが、より正確にはいささか異なるように思われる。

すなわち、わが国の定義を見ると、「被保険者」には、損害保険の場合であっても「権利者」としての意味は間接的である。あくまでも、「てん補されることとされる損害を受ける者」であって、実際には保険給付請求権者であるにもかかわらず、損害を被る主体であることが第一義であって権利者としての定義づけにはなっていない<sup>(14)</sup>。そのため、「被保険者」が保

險契約の客体である生命保険や傷害疾病定額保険の定義と、実にみごとにバランスがとれてしまうのである。「被保険者」とは、わが国の場合、損害保険では、損害を被る客体であり、定額保険では、保険事故を生じる客体である。権利者としての側面は、損害保険の場合にすら暗示的にしか記述されない。

一方、ドナーティによれば、被保険者とは、保険金請求権者であり、多くの場合契約の当事者であり、少なくとも給付の名宛人（保険契約者により権利者たるべく指定された者）<sup>(15)</sup>である。「保険契約の目的」のごとく被保険者を定義することは好ましくなく、人保険においても、そのような意味で「被保険者」の語を用いるのは正しくないとしたのである。

ところで、注13で言及した、De Gregorio e Fanelli（1987）でも、「被保険者」一般を a) 保険者と保険契約を締結する者、b) てん補の目的を構成する利益の保有者、c) 保険給付の名宛人である者として、a) を保険契約者に、b) を狭義の被保険者に、そして c) を保険金受取人に対応させている。<sup>(16)</sup>ここで、「狭義の被保険者」といっているのは、損害保険の被保険利益の保有者のことである。

それでは、はたして「被保険者」と「保険金受取人」の関係をドナーティ、あるいはイタリア学説は、どのように考えているのであろうか。

### (3) 「保険金受取人 (benefiziario)」とは何か

保険金受取人について、ドナーティは、「保険者給付の名宛人 (destinatario) である主体は、典型的には付保利益<sup>(17)</sup>の保有者、すなわち被保険者である。しかし、しばしば名宛人が第三者であることが生じる」と論じている。さらに、名宛人には、直接名宛人と間接名宛人があるとも述べている。これらについて、ドナーティの言説をもう少し追ってみる。

「直接名宛人 (destinatario diretto) とは、いわゆる保険金受取人のことで、この者のために保険者の給付が、最初から (*ab origine*) あるいは爾後的に、約定される。通常、とくに損害保険においては、すでに論じたように、保険金受取人は、被保険者と一致するに至るが、第三者になること

もあり得る」と、ドナーティは<sup>(18)</sup>いうのである。この、第三者となるケースについて、ドナーティは、父親が火災保険の付された自分の所有する建物に息子を住まわせて、万が一建物が焼失した場合には、住処を失った息子に<sup>(19)</sup>保険金を受領させるケースなどを挙げている。ドナーティは、このようなケースについて、「このような例は、損害保険においてはごく稀ではあるが受け入れがたいものではない」と述べている。

他方、「間接名宛人 (destinatario indiretto)」であるが、被保険者の意思により自身がその固有の権利 (*iure proprio*) を得るのではなく、被保険者の保険の目的の譲渡や相続を介して、保険者に対してその給付を受け得る地位を獲得する者である。また、保険の目的にその他の権利を有している場合、保険関係上は部外者であって被保険者ではないが、用益権者、先取特権者、担保権者および差押権者なども間接名宛人であると、ドナーティ<sup>(20)</sup>は考えている。

#### (4) 保険金受取人が保険給付を受けるには

イタリア民法典において、保険金受取人が保険給付を受ける手続はわが国とは大きく異なっている。すなわち、この者が自己の権利を確定させるためには、第 1921 条 1 項後段の「ただし、(受取人指定の) 撤回は保険契約者の死後、その相続人によりなされることはできず、保険事故を生じたときに、保険金受取人の利益を享受する意思が表示された後もすることができない」と定められているところから、まず受益の意思表示が必要である。受益の意思表示が表示されれば受取人の指定を撤回することができないが、ドナーティはこれについて、「第三者の受益の意思表示が、かかる表示後に実行しても効力のない撤回権を消滅させるのは以下の 2 つの場合だけである。すなわち、 $\alpha$ ) すでに保険事故を生じているとき (定期保険かつ生存保険)、 $\beta$ ) 契約者が書面で撤回権を放棄したとき」と述べている。<sup>(21)</sup>つまり、保険契約者自身の死亡保険では、その相続人には受取人指定の撤回はなしえないので、保険事故発生後、受取人たるべき者は受益の意思を表示して保険金受取人の権利を確定することができる。しかし、生存保険

の場合、受取人指定をして、保険が満期を迎えても保険契約者は生存しているので、受取人指定の撤回ができるかという問題を生じ得る。ドナーティによれば、この場合も保険期間を満了していれば撤回権は消滅するという。そして、もう一方は、保険契約者が撤回権を放棄している場合である。イタリア法では、わが国のように保険契約時に受取人として当然に権利を享受するわけではなく、また受取人であるからいつでも受益の意思を表示できるわけではない。受取人が自らの地位を確定し得るのは、保険事故発生か指定変更権の放棄後であって、しかもこれらにより当然に権利を取得するわけではなく、あくまでも受益の意思を表示しなければならない<sup>(22)</sup>。

このことは、保険金受取人の先死亡（premorienza）の場合にも反映される。わが国の場合、保険金受取人の先死亡は、新保険法第46条では順次の相続人が保険金受取人の地位を承継するとされ、最高裁平成5年9月7日判決や、従来<sup>(23)</sup>の学説通説<sup>(24)</sup>の立場が踏襲された。

一方、イタリア法では保険に関する民法典には明文の条項がない。しかし、第三者のためにする契約一般に関する民法典第1412条2項には、「第三者が要約者に先んじて死亡するときは、利益が撤回されていない、または要約者がこれと異なる処分をしていない限り、給付は第三者の相続人のために行使されねばならない」とする規定が存在する。保険金受取人の先死亡の場合に、この第1412条2項を適用し得るか否かをめぐっては争いがあるが、ドナーティなど通説的見解ではこれを肯定している<sup>(25)</sup>。もっとも、近時のヴォルペ＝プッツォル説<sup>(26)</sup>では、保険金受取人の権利を一身専属権と見るものがある。後者の場合は、契約は「被保険者」の自己のためにする契約に戻ると考えられる。これは、通説が前提とする第1412条も、第1411条による受益の意思表示を前提としているわけであって、生命保険契約の場合、既述の通り保険事故発生前には、受取人は受益の意思を表示することができないからである<sup>(27)</sup>。ドナーティ説の場合は、その表現だけからは必ずしも明らかではないが、保険金受取人は権利の名宛人として受益の意思を表示できず権利者としての地位を確定できないものの、それでもわが国同様に順次の相続人に潜在的な権利は承継されていると考えてい



るようである。それは、保険契約者に帰属することのない、保険金受取人に「固有かつ独自の」権利であると考えているからであろう。<sup>(28)</sup> すなわち、当該権利は本来被保険者に固有の権利であって、その被保険者から名宛人とされた場合に、その者が保険金受取人となると考えられるからである。そして、被保険者自身が、受取人の先死亡により再指定が可能であるにもかかわらず、これをしないのは、自らの相続人である可能性の高い、先死亡した保険金受取人の、この時点での相続人をして当該権利を承継させる意思であると推定される。<sup>(29)</sup>

#### (5) 他人の生命の保険の「被保険者」

それでは、イタリア民法典第1919条2項が定める他人の生命の保険について、ドナーティは、被保険者と保険金受取人についてどのように考えているのであろうか。

イタリアでは、他人の死亡保険において無条件で第三者の同意を要求している（イ民第1919条2項1文）。わが国の保険法第38条が、「生命保険契約の当事者以外の者を被保険者とする死亡保険契約は、当該被保険者の同意がなければ、その効力を生じない」（わが国では第三者の死亡につき締結された保険について、その法定代理人が契約締結時に同意を与えることができるかは議論がある<sup>(30)</sup>）と規定しており、イタリアでは「被保険者」の語が、そもそも条文上に登場しないことに留意すべきであろう。ドナーティでも、「すでに言及したように、（付保）利益の要件を同意要件に代替する規定は、その利益が当該第三者に関わる場合（他人の計算による保険：第1891条）には適用されない」として、「同意は、被保険者が付保利益の保有者ではない第三者である場合は、……つねに要求される」とされ、同意を生じるのは、互いを保険の目的とする連生保険の場合や、当該契約が保険契約者自身の利益ため、または保険の目的とは異なる別の第三者の利益のためにする場合であると述べている。<sup>(31)</sup>

留意すべきは、「被保険者」の語が当然に保険給付の請求権者として用いられているので、この者が保険の目的たる第三者以外のである場合に、

その第三者の同意が、保険契約者あるいはその他の第三者をして当該契約の「被保険者」とするために求められ、被保険者（もちろん「保険金請求権者」の意味で）が保険の目的たる第三者自身である場合（すなわち「他人の計算による保険」）には要しないと規定しているのである。その意味では、決して「被保険者同意」などという言葉を使ってはならないことになる。

そして、当該第三者の同意は、一方的意思表示で、それにより当該第三者は、保険契約者に対し、自己の生命を保険に付する権限を付与することになる（法律による一般的禁止が解除される）。

第1891条2項では、「契約から生じる権利は被保険者に帰属し、保険契約者は、保険証券を保有するときといえども、当該被保険者の明示の同意がないときは、この権利を主張することができない」と定めているので、この人保険にも適用のある総則規定により、被保険者自身に帰属させられた権利の処分がここではじめて可能になるようである<sup>(32)</sup>。

## (6) 小括

以上のことから、ドナーティによれば、生命保険においても被保険者をわが国のように保険の目的の意味で用いることはあり得ない。そこでは、「被保険者」とは、保険契約の当事者として保険者に対して権利を有する者（自己のためにする保険契約者）、被保険利益を有する者または、被保険者の権利を承継した者である。なお、新損害てん補説を主張するドナーティでは、生命保険でも被保険利益があるとされるところから、被保険者こそが生命保険における付保利益を有する第一義的権利者で、被保険者の意思によりその権利の名宛人とされた者が、いわゆる「保険金受取人」なのである。

## 註

(6) Tullio Ascarelli, *Saggi giuridici*, Milano 1949, pag. 412. アスカレリは、27歳で正教授となった稀代の秀才だったがユダヤ人であったため、ポローニャ大学を追われブラジルのサンパウロ大学に転じ、戦後ローマ大学法学部の産業

法講座教授に復帰した。そのため、イタリアの競争法にも、アスカレリ主義と呼ばれる一派を生むほど大きな影響を残した。

- (7) 拙稿「イタリア法における『損害填補理論の新たな展開』とその限界」産大法学25巻3/4号(1992年)1頁以下。
- (8) Antigonio Donati, *Trattato del diritto delle assicurazione private*, vol. II, Milano 1954, pagg. 60, 61.
- (9) Donati, II (1954), pagg. 61, 62.
- (10) Donati, II (1954), pag. 62.
- (11) Donati, II (1954), pag. 63.
- (12) Donati, II (1954), pagg. 60, 61.
- (13) もっとも、あらゆる学説がそうであると言っているわけではない。たとえば、De GregorioとFanelliの体系書では、損害保険は、「被保険者に経済的損害のてん補を担保する機能により特徴づけられているが、……生命保険は、単に人の死亡または一定時点における生存を生じたときのみ、ある金額の支払の担保に向けられているだけである」として、てん補機能からは切り離して考えている。Alfredo De Gregorio e Giuseppe Fanelli, *Il contratto di assicurazione*, (*Diritto delle assicurazioni*, vol. II) Milano 1987, pag. 188.
- (14) わが国の定義に、偉大な大森忠夫博士の影響をいまでも見ることができるといっちは言いすぎであろうか。
- (15) 「名宛人」の語が用いられるのは、例えば運送契約の荷受人に用いられる(イ民第1685条)。Pietro Rescigno (a cura di), *Codice civile*, Milano 1992, pag. 1827. すなわち、その意味するところは受益の第三者である。
- (16) De Gregorio e Fanelli(1987), pag. 24.
- (17) 「被保険利益」と呼ばれるべきものである。しかし、言語は「interesse assicurato」であるので、あえて、「付保利益」と訳しておく。ちなみに、「interesse assicurabile」という表現もあるのだから。
- (18) Donati, II (1954), pag. 63.
- (19) Donati, II (1954), pagg. 63 e 98、拙稿『保険契約における企業法の法理——イタリア保険学説の研究——』(千倉書房、2005年)245頁。
- (20) Donati, II (1954), pagg. 63, 64.
- (21) Donati, *Trattato del diritto delle assicurazione private*, vol. III, Milano 1956, pag. 609.
- (22) Antonio La Torre (a cura di), *Le assicurazioni*, Milano 2000, pagg. 323, 324.
- (23) 民集47巻7号4740頁。
- (24) 学説としては、改正前商法第676条では、原則的に指定は失効(対価関係消滅による)して、自己のためにする契約として、保険契約者に再指定権を留保させるが(1項)、指定せずに死亡した時は2項により、その時点で生存

している保険金受取人の相続人と解する立場もあったが、少数説にとどまる。西島梅治「死亡保険金受給資格者の資格判定基準と判定基準時」文研論集100号28頁以下。田中昭「商法676条2項にいう保険金受取人の相続人の異議と各保険金受取人の権利の割合」私法判例リマックス1995〈上〉124頁以下など。

- (25) Donati, III (1956), pag.601. もっとも、「この結果、第三者が保険契約者になんじて死亡するときは、給付はその相続人のために行使されねばならない」と条文の文言を繰り返すだけである。一方、De Gregorio e Fanelli (1987), pag.222. では、「保険事故に先だつ保険金受取人死亡の場合……は、保険金請求権は、あらゆる他の財とともに保険金受取人の相続人に移転する」としている。ここでは、指定のときから財産権は受取人に帰属し、これに対して撤回権が契約者に留保されていると解しているようである。判例でも、2人の受取人指定があった場合、先死亡受取人の権利は相続され、生存受取人の権利に影響はないとされる。Pret. Milano 17 febbraio 1965, in *Dir. e Prat. Ass.*, 1966, pag.280.
- (26) La Torre (2000), pag. 313.
- (27) Giovanna Volpe=Putzolu, Assicurazioni sulla vita, disposizioni a causa di morte e atti di liberalità, in *Studi in memoria di Gino Gorla*, vol. III, Milano 1994, pagg. 2104 e 2106.
- (28) La Torre (2000), pagg. 314, 315.
- (29) おそらく、契約者でもある被保険者に指定変更権を戻してしまうと、場合によって間接名宛人たる債権者に保険金が移転してしまうことを配慮しているものと思われる。
- (30) 山下・米山 (2010) 195頁-200頁 (山本哲生・筆)。
- (31) Donati, III (1956), pagg. 588, 589.
- (32) La Torre (2000), pagg. 64, 65.

### Ⅲ. Luca Buttarò による総括

被保険者と保険金受取人の関係について、さらに具体的に記述するのが、ドナーティと同じ一元説をとるルーカ・ブッタロである。彼は、著名かつ詳細な大項目主義の法学辞典『Enciclopedia del diritto』の中で、第三者のためにする生命保険は第三者のためにする契約で、契約締結時から被保険者（本来の保険給付請求権者）は保険金債権を保有しないとし、保険

事故前に受取人の指定がなされない場合にのみ、当該権利を取得するに留まると説明している。そして、その一方で、受取人指定の撤回権や指定変更権を有しているのは、あくまでも「被保険者」であると指摘している。<sup>(33)</sup>ところで、1923年のイタリア旧商法第453条では、被保険者が破産した場合、保険の利益は「もっぱら契約において指定された者に留まる」と規定されていた。しかし、この規定の解釈については、被保険者の債権者が裁判で契約内容である指定を撤回できないときは、爾後の指定または保険金受取人の交代（とくに被保険者の破産宣告後）は、債権者を害するものと看做され、したがってそれは撤回される得るものとされていた。<sup>(34)</sup>ところが、新民法典第1920条と同1923条1項によって、被保険者の権利ははるかに強化されることとなった。すなわち、第1920条は「第三者のためにする保険契約」の規定であり、また第1923条1項では、「保険者が保険契約者または保険金受取人に支払うべき金額は、執行または権利保全の訴に従うことを得ない」旨規定することとなった。これについて、通説的見解によれば、従来の旧商法第453条の解釈を採らないものとされ、これは被保険者の破産に留まらず、保険契約者および保険金受取人の破産についても同様と解されることとなった。そして、保険金受取人の指定権や撤回権は、破産宣告の前後を問わず、債権者の請求から免れるものとなった。<sup>(35)</sup>

ところで、前述した第1920条であるが、その第2項では、「保険金受取人の指定は、保険契約において、若しくは保険者への書面による爾後の通知によって、または遺言によって為されることができると規定されている。条文上は、当該指定権を有している者が明らかではない。第三者のためにする契約では、もとより要約者（保険契約における保険契約者）がこの指定権を行使することとなるが、ブッタロによれば、保険金受取人の指定に関しては、「保険金受取人の指定は、第1920条2項が定める通り、当該保険契約の内容となり得るが、これは、保険の申込または約款において被保険者が、その者のためにてん補金が支払われるべき者を（漠然としたものでも）指名するときに生じる」と述べている。<sup>(36)</sup>

注目すべきは、受取人の指定変更権や撤回権を有しているのは保険契約

者ではない。これは、イタリアの場合、「他人の計算による保険 (assicurazione per conto altrui)」が、保険総則規定である第 1891 条に規律されていることと無関係ではない。<sup>(37)</sup> ブッタロは、当該契約、換言すれば「他人の利益における契約の締結」は、代理、委任および事務管理の制度が一般的に必要とされるとし、契約締結時まででだれが付保利益を有しているかが特定されれば、その者のために契約が締結されることを許すと考えている。<sup>(38)</sup> その意味でいえば、わが国の改正前商法第 674 条 1 項但書のケースがこれに妥当したのかもしれない。

わが国では、他人の計算による保険と第三者のためにする保険の区別をしないが、イタリア法における両者の差異は、誰が付保利益を有しているかによって識別されている。すなわち、第三者のためにする保険においては、保険契約者自身の利益が「被保険者」として留意されなければならない。したがって、被保険者は保険契約者自身であって、保険金受取人の指定変更権はこの者に留保されることになる。一方、他人の計算による保険（あるいは不特定人の計算による保険）の場合は、保険可能利益 (interesse assicurabile)<sup>(39)</sup> の欠缺は保険の無効をもたらすので、保険契約者は付保利益を有しない当該他人を被保険者とする契約の締結をなし得ないことになる。これについては、現在も、たとえば、前出のジョヴァンナ・ヴォルペ＝ブツォル教授が、第三者の計算による生命保険 (ass. sulla vita per conto di terzi) について、「保険契約者の契約締結利益は、原因関係 (rapporto sottostante)<sup>(40)</sup> と保険の連関が生じること」であるとしており、この場合には保険契約から生じるあらゆる権利は第三者たる被保険者に生じるとして<sup>(41)</sup> いる。

もっとも、こまかく言えば、ブッタロ教授は契約締結事務を被保険者のために代行した保険契約者に、保険料返還請求権と契約締結費用の償還請求権だけは残るとする。ただしこれも、民法典第 1891 条 4 項により、支払われた保険金の上に設定される先取特権<sup>(42)</sup> の効果による。

最後に、損害保険における「被保険者」と「保険金受取人」についての興味深い記述をブッタロから紹介しておこう。すなわち、保険契約を締結

する者は一般に付保利益の保有者（保険契約者が被保険者の自己のためにする保険）であり、したがって、保険事故発生時にこの者にてん補金の支払がなされるべきで、「被保険者と保険契約者と保険金受取人の資格をその者自身に併せ持つ唯一の主体」<sup>(43)</sup>であると述べている。

つぎに、保険契約者が被保険者たる保険金受取人と異なる場合があるという。これは付保利益の保有者でない者の名義で契約を締結される（他人の計算による保険）ことになるが、さらに被保険者である保険契約者が保険金受取人とならない（被保険者の保険金が名宛人たる保険金受取人に支払われる）場合があり、このケースでは、てん補金は、付保利益の保有者ではない者に支払われることになる（第三者のためにする契約）。これは、指定の効果により保険者に対する権利をこの者が取得することになるのである<sup>(44)</sup>。後者の場合について、ブッタロは、当該契約は生命保険にとどまらずあらゆる人保険に特徴的ではあるが、損害保険については、保険金受取人と被保険者を分離するという可能性を排除しなければならないという。これはけだし、「利益をもたない第三者に固有のてん補金請求権を付与し得るとすれば、当該契約はもはや（損害のてん補という）機能を果たすものとはなりえない」からだという。この点、前述のドナーティの考え方とは異なることに注目すべきかと思われる。<sup>(45)</sup>

## 註

(33) Luca Buttarò, *Assicurazione sulla vita*, in *Enciclopedia del diritto*, volume III, Milano 1958, pag. 654. すでに著名な「被保険利益論 (L'interesse nell'assicurazione)」を書いていたブッタロは、当時はローマ大学の自由講師 (libero docente) であった。

(34) Buttarò (1958), pag. 654.

(35) La Torre (2000), pagg. 329, 330; Buttarò (1958), pag. 654. もっとも、同条2項では、「支払保険料に関しては、債権者を害してなされた行為の撤回に関する規定、贈与の持戻し、相殺および削減の規定は、この限りでない」としていることに留意されたい。

(36) Buttarò (1958), pagg. 657, 658.

(37) Buttarò (1958), pagg. 499, 500. これについては、従来は異なっていたドイツも、新保険契約法において同じ条文構成をとることになった。拙稿「他人の

ためにする保険契約は、本当に第三者のためにする契約か？——ドイツ VVG 改正を契機として——」保険学雑誌 613 号 253 頁以下参照。

- (38) Buttaro (1958), pag. 497.
- (39) これは、保険契約者の失われることあるべき利益のことではない。当該保険が締結されることの妥当性であり、他人の生命の保険などでは、その必要条件として被保険者同意を想定している。Buttaro (1958), pag. 437.
- (40) ここでヴォルペ=プッツォル教授が想定するのは、雇用関係のようなものであり、それを保険可能利益と呼んでもよいであろう。Antigono Donati e Giovanna Volpe=Putzolu, *Manuale di diritto delle assicurazioni*, 9a editz., 2006 Milano, pag. 195.
- (41) 保険契約者による第三者（被保険者）への権利の処分ではないとしたドナーティの考え方が、ここで接続を見ることになる。
- (42) Buttaro (1958), pagg. 499, 500.
- (43) Buttaro (1958), pag. 495.
- (44) ブッターロが引用する Donati, II (1954), pag. 61 以下は、被保険者について、さまざまな現れ方をするとして、①保険関係を構築する主体（保険契約者）、②利益の主体（本来の被保険者）、③保険給付の名宛人（保険金受取人）の三様の現れ方があり得るとしている。Buttaro (1958), pag. 495.
- (45) Buttaro (1958), pagg. 495, 496. 民法典の構成により妥当するのはブッターロの立場である。けだし、per conto 契約は損害保険にとどまらない保険総則に規定されるが、ドナーティが可能性を指摘する a favore 契約は、もっぱら生命保険に固有の規定だからである。

#### IV. まとめ

以上から、少なくともかつてのイタリア法では、生命保険においても「被保険者」を保険金請求権者と位置づけて来たので、その生死が保険の目的である者として「被保険者」の語を用いることは許されず、「他人の生命の保険」において、同意をする者は、あくまでも保険の目的とされた「第三者」でなければならない。便宜的にも「被保険者同意」などという表現は厳に慎まなければならない。

ところで、最後に若手の実務家においてこの考え方が踏襲されているかを検証して、この論稿を閉じることとする。ここで取り扱うのは、シモー



ネ・フォルニ（Simone Forni）の著作『保険と企業』である。同氏は、1963年フィレンツェ生まれで、フィレンツェ大学法学部卒業後、ピエサ大学に付置されているイタリアのグラン・ゼコールともいふべき、「聖アンナ高等師範学校」の博士課程を修了して弁護士資格を取得する傍ら、フィレンツェ大学における保険法の非常勤教授などを務めている<sup>(46)</sup>。

このような経歴のフォルニであるが、保険関係の当事者について、「損害保険とは異なり、生命保険においては、付保される主体は、利益の保有者であることにより特定されるのではない。『被保険者』というタームによって、むしろその死亡または生存が保険者の側に一時金または年金の給付義務発生の純粋な前提となるような者が了解される」として、むしろ保険の目的である者を被保険者としているようである。また、「他人の生命の保険」についても、「その生命が契約の目的である者に基づいて、自己の生命保険または他人の生命の保険（ass. sulla vita altrui）が区別される」とし、後者の場合、「被保険者は真のリスクの保有者であり、給付は保険契約者のためになされるであろう<sup>(47)</sup>」としている。このような表現によって、「被保険者」の概念は転換したと見てよいのであろうか。

この観点について、フォルニによる「第三者のためにする契約」の叙述を検討してみると、それはいささか早計かもしれない。なんとなれば、フォルニは、撤回権についてつぎのように論じているからである。すなわち、「保険契約者は、受益者のためにする処分を撤回することが可能だが、これは保険期間の経過の中で、それに基づいて指定を行った前提条件が変わることがあり得るからである（例えば、愛情の絆が薄れたり、息子の誕生など）。撤回権は、被保険者の死亡後に①相続人が行使することはできないし、保険事故を生じて受益者が受益する意思を表示したのちは②後者の者も撤回権を行使することはできない<sup>(48)</sup>」と。ところで、下線①は文章の構成上保険契約者の相続人と見るべきである。しかし、下線②は、明らかに被保険者なのである。「第三者の生命の保険」において、保険事故発生後に被保険者が撤回権を行使できる場合はないわけではない。生存保険がこれに該当するのであるが、ここでも、撤回権の行使者を保険契約者とし

ていないことにある種の躊躇を感じないわけにはいかない。そもそも、「リスクの保有者」は、ドナーティなどでは「被保険利益の保有者」であり、保険給付の請求権者であった。たしかに、フォルニでは、「損害保険と異なり、生命保険においては付保される主体は、この形式の保険になじまない人物である利益の保有者であるか否かによって特定されるわけではない」と述べて、いままでの一元説的な説明とは明らかに一線を画している。<sup>(49)</sup>

とはいえ、文言から明らかになったイタリア民法典の多義的表現からも、フォルニにおいてさえ、まだ明確にかつてのドナーティらの機能主義的な一元説から自由になったとはいいがたいと、ここでは結論するにとどめたい。<sup>(50)</sup>

## 註

- (46) 金融関係のプロとして、卒業後の軍務も財務警備隊 (guardia di fananza) に属した。Simone Forni, *Assicurazione e impresa—Manuale professionale di diritto delle assicurazioni private-*, Milano 2009, pag. XVII. に略歴。
- (47) Forni (2009), pagg. 453, 454. そもそも、「第三者の生命の保険」と表現していない。
- (48) Forni (2009), pag. 455.
- (49) Forni (2009), pag. 453.
- (50) Forni (2009), pagg. 231–233. フォルニは、ここで「てん補理論」と呼び、保険契約の機能は、契約で予め定める事故の発生という条件でのみ保険金を支払う保険者の義務と、実際に被った損害の規模に応じた対応の中に見出されるとしている。そして、それは生命保険にも敷衍され、支持されて今日にいたったのだと結論している。